

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です
 <<2026. 9月号>>

ハローワーク秋田の
各種情報はこちら！



発行：〒010-0065 秋田市茨島1-12-16
 ハローワーク秋田（電話018-864-4111）

当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード（問い合わせ先右端の【】内）を押してください。

最低賃金の引き上げが予定されています

1時間 **1,031円** → **1,090円**（引上げ額 **59円**、引上げ率 **5.7%**）

秋田県最低賃金は、秋田県内の全事業場及びそこで働く全ての労働者に適用されます。
 今後、異議申出手続などを経て、**令和8年10月14日**から発効の予定です。

事業主の皆さまへ
 賃金の引き上げの
 支援策のご案内です



キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を
3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

活用のポイント

- ◆キャリアアップ計画を作成し、**増額改定する前日**までに提出していること
- ◆非正規雇用労働者の基本給を賃金規定に定めていること
- ◆原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
 ※一部の労働者を対象として賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別
 または職種別その他合理的な理由に基づく一部に限り、助成対象



対象者について「最低賃金の改定に伴い、新最低賃金を下回る者についてのみ」とした場合、「一部の」有期雇用労働者等の賃金規定等を増額した場合として支給を受けられるのでしょうか。



最低賃金の改定に伴い、新最低賃金を下回ることとなる等級についてのみ賃金規定等を増額した場合も、支給を受けることが可能です。ただし、各都道府県の新最低賃金の公示日以降、**発効日の前日**までに賃金規定等の増額改定を行う必要があります。

非正規雇用労働者の 賃上げ率の区分

助成額 (1人当たり)

3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

括弧内の金額は、大企業の場合の助成額

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 企画部門【32#】

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

令和8年9月1日から令和8年度の申請を開始します。



活用のポイント

賃上げ+設備投資

- ◆賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ◆助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ◆交付決定を受けた後に設備投資等を行う

賃上げコース区分

助成上限額

50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

お問い合わせ先

秋田労働局雇用環境・均等室TEL 018-862-6684

労働者・事業主の皆さまへ

【令和8年10月1日施行】

パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります！

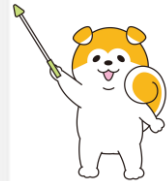
パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、ルールが改正されます。

① 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！

- ☐昇給の有無
- ☐退職手当の有無
- ☐賞与の有無
- ☐相談窓口

現行の
明示事項

- ☐待遇の相違等に関する説明を
求めることができる旨

新たな
明示事項改正後の
モデル労働条件
通知書はこちら
<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000815925.pdf>
**② 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！**

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇（基本給や各種手当、福利厚生など）について不合理な差を設けることを禁止しています。ガイドラインに新たに追加された内容は、次のとおりです。

賞与・退職手当	賞与・退職手当の目的には、労務の対価の後払い、功労報償等のさまざまな目的が含まれます。これらの目的が妥当するにもかかわらず、パートタイム・有期雇用労働者に対し、正社員との間の職務の内容等の違いに応じた均衡のとれた内容を支給しない場合、不合理と認められる可能性があります。
無事故手当	正社員と業務の内容が同一のパートタイム・有期雇用労働者には、正社員と同一の無事故手当を支給しなければなりません。
家族手当	労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれるパートタイム・有期雇用労働者には、正社員と同一の家族手当を支給しなければなりません。
住宅手当	住宅手当が「転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるもの」である場合、正社員と同一の転居を伴う配置の変更があるパートタイム・有期雇用労働者には、正社員と同一の住宅手当を支給しなければなりません。
福利厚生施設	福利厚生施設の料金・割引率等の利用条件について、不合理と認められる待遇差を設けてはいけません。
病気休暇	正社員に病気休職期間に係る給与の保障を行う場合には、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれるパートタイム・有期雇用労働者にも、正社員と同一の給与の保障を行わなければなりません。
夏季冬季休暇	パートタイム・有期雇用労働者にも、正社員と同一の夏季冬季休暇を付与しなければなりません。
褒賞	褒賞が「一定の期間勤続した労働者に付与するもの」である場合、正社員と同一の期間勤続したパートタイム・有期雇用労働者には、通常の労働者との褒賞を付与しなければなりません。

③ 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！その他の改正内容や詳細については**同一労働同一賃金特集ページ**へ**同一労働同一賃金の改正に対応するために、何をすればいいの…？**

働き方改革推進支援センターでは、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革全般に関するお悩みについて、社会保険 労務士等の専門家が無料で相談に応じています。同一労働同一賃金に関する相談についても、お気軽にご相談・ご利用ください。





事業主の皆さまへ

「シニア・障がい者雇用促進セミナー」を開催します！

秋田労働局では、秋田県（主催）との共催により、多様な人材の採用を目指す企業を対象としたセミナーを開催します。「シニア人材に力を発揮してもらうには？」「障害者の方に任せる業務をどう切り出せばいい？」といった、日頃の疑問やお悩みに、実際の現場や成功事例をもとに専門家がわかりやすく解説します。セミナーは秋田市で開催しますが、遠方の方でも参加できるようオンラインやパブリックビューイング会場もご用意しておりますので、ぜひご参加ください！

秋田県 令和8年度障害者とシニアの活躍応援事業

シニア・障がい者雇用促進セミナー

成功事例から見える雇用のポイントをわかりやすく解説！

雇用の進め方・管理方法が分からない 業務の切り出し方を知りたい
長期就業につなげるポイントを知りたい 実際の現場を知りたい

企業様のさまざまなお悩みにお応えします！

参加無料 オンライン OK

2026年 9月 9日 水

第1部 10:00～12:30（受付 9:30）
第2部 13:30～16:00（受付 13:00）
※第1部、第2部どちらかだけのご参加もOK！

第1部

シニア雇用促進セミナー

セミナー

- シニア雇用の最新動向
- シニア人材活用による企業価値向上
- 自社での活用を考えるワーク

パネルディスカッション

- シニア雇用を進める企業の事例紹介
- 専門家による講評・総評
- 支援機関等の社外資源の活用について

第2部

障がい者雇用促進セミナー

セミナー

- 障がい者雇用の基礎知識
- 職場環境づくりと定着の工夫
- 業務切り出しと支援機関活用

パネルディスカッション

- 障がい者雇用を進める企業の事例紹介
- 現在の障がい者雇用の課題と取り組み
- 支援機関等の社外資源の活用について

開催方法

①現地会場 ②オンライン（Zoom）
③パブリックビューイング
【大館会場】大館駅 駅南交流センター 会議室2
【大曲会場】仙北ふれあい文化センター 第3研修室
④アーカイブ配信

定員 各120社（現地会場参加の場合）

対象者 秋田県内に本社、支社または営業所を有する企業

現地会場 にぎわい交流館 AU（あう）2階 展示ホール
『https://www.akita-nigiwai-au.jp/』
※駐車場あり（有料）

現地会場MAP

お申し込み期限 2026年9月4日（金）

アーカイブ配信でのご視聴を希望される方は 2027年3月1日（月）

『秋田県障がい者とシニアの活躍応援事業事務局』
akita-ouenjit@staffservice.ne.jp
TEL：0120-022-728（お問合せ時間：平日9:00～17:30）
FAX：018-836-7705（裏面にお申し込み番号あり）
住所：秋田県秋田市中通2-3-8 秋田アトリオンビル12F

お申し込み お問い合わせ STAFF SERVICE

申し込みフォーム

主催：秋田県 共催：秋田労働局 企画・運営：株式会社スタッフサービス

障害者の法定雇用率が引き上げられました

（令和8年7月以降）

	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	40.0人以上	37.5人以上

障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告（令和9年6月1日時点の報告では、法定雇用率2.7%での障害者の雇用状況などを確認します。）
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

雇用保険の基本手当（失業給付）を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります
～令和8年8月1日から～

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※1に基づいて「基本手当日額」※2を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、その額を変更します。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。対象になる方には、令和8年8月1日以降の認定日にお返しする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※1 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」（第1面）の14欄に記載されています。

※2 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」（第1面）の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額（円）		基本手当日額の上限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後（前年度増減）
29歳以下	14,510	14,900	7,255	7,450（+195）
30～44歳	16,110	16,540	8,055	8,270（+215）
45～59歳	17,740	18,220	8,870	9,110（+240）
60～64歳	16,940	17,400	7,623	7,830（+207）

【例】

29歳で賃金日額が17,000円の人、上限額（14,900円）が適用されますので、令和8年8月1日以降分の基本手当日額（1日当たりの支給額）は、7,450円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額（円）		基本手当日額の下限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後（前年度増減）
全年齢	3,014	3,203	2,411	2,562（+151）

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、2,562円になります。

○基本手当日額の計算方法

賃金日額（w円）	給付率	基本手当日額（y円）
◆離職時の年齢が29歳以下（※1）		
3,203円以上 5,480円未満	80%	2,562円～4,383円
5,480円以上 13,490円以下	80%～50%	4,384円～6,745円（※2）
13,490円超 14,900円以下	50%	6,745円～7,450円
14,900円（上限額）超	—	7,450円（上限額）
◆離職時の年齢が30～44歳		
3,203円以上 5,480円未満	80%	2,562円～4,383円
5,480円以上 13,490円以下	80%～50%	4,384円～6,745円（※2）
13,490円超 16,540円以下	50%	6,745円～8,270円
16,540円（上限額）超	—	8,270円（上限額）
◆離職時の年齢が45～59歳		
3,203円以上 5,480円未満	80%	2,562円～4,383円
5,480円以上 13,490円以下	80%～50%	4,384円～6,745円（※2）
13,490円超 18,220円以下	50%	6,745円～9,110円
18,220円（上限額）超	—	9,110円（上限額）
◆離職時の年齢が60～64歳		
3,203円以上 5,480円未満	80%	2,562円～4,383円
5,480円以上 12,120円以下	80%～45%	4,384円～5,454円（※3）
12,120円超 17,400円以下	45%	5,454円～7,830円
17,400円（上限額）超	—	7,830円（上限額）

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高齢者就職給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2 $y = 0.8w - 0.3 \{ (w - 5,480) / 8,010 \} w$

※3 $y = 0.8w - 0.35 \{ (w - 5,480) / 6,640 \} w$, $y = 0.05w + 4,848$ のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当（再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当）の算定における上限額については、下表の通りになります。

◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額		
年齢	変更前（円）	変更後（前年度増減）（円）
59歳以下	6,570	6,745（+175）
60～64歳	5,310	5,454（+144）

再就職、転職、
スキルアップを目指す皆さまへ

現在募集中の職業訓練情報



区分	訓練科	募集期間	訓練期間	定員	訓練実施施設
公共職業訓練	医療事務科	8/28-9/28	10/20-1/21	20	(株)ニチイ学館 秋田支店 秋田教室
	建築CAD施工科	8/20-9/17	11/2-4/28	4	ポリテクセンター秋田
	溶接クラフト科			4	
求職者支援訓練	動画・AIが学べるWeb marketer 養成科	8/5-9/4	10/1-3/31	15	ママファミ
	Web制作技術者養成科	8/27-10/23	11/19-4/16	15	トラパンツコンテンツスクール本校

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 紹介第1部門【41#】



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和8年7月)

概況（全数）

○有効求人倍率は、1.12倍と前年同月比で0.13ポイント低下。

1 求人の動向

○新規求人数は、3,101人と前年同月比で0.2%増加。

- ・宿泊業・飲食サービス業、サービス業等で増加。
- ・運輸業・郵便業、金融業・保険業等で減少。

○有効求人数は、7,255人と前年同月比で6.0%減少。

2 求職者の動向

○新規求職者数は、1,419人と前年同月比で13.9%増加。

- ・フルタイム求職者が7.5%増加、パート求職者は26.1%増加。
- ・事業主都合離職者（常用）が2か月ぶりに減少。

○有効求職者数は、6,482人と前年同月比で5.1%増加。

- ・雇用保険受給者実人員は14か月ぶりに減少。

【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率(%)	増減数(人)
D建設業	256	▲ 17.7	▲ 55
E製造業	203	2.0	4
G情報通信業	43	▲ 10.4	▲ 5
H運輸業,郵便業	176	▲ 21.4	▲ 48
I卸売業,小売業	417	▲ 8.1	▲ 37
J金融業,保険業	35	▲ 55.7	▲ 44
M宿泊業,飲食サービス業	514	53.9	180
P医療,福祉	563	0.7	4
Rサービス業(他に分類されないもの)	548	8.9	45
S・T 公務、その他	47	▲ 19.0	▲ 11
全産業合計	3,101	0.2	6

【新規求職者の態様別状況（常用）】

項目	区分	態様別計	在職者	離職者	うち事業主都合			無業者
					うち事業主都合	うち自己都合	うち自営、その他	
新規求職者数（常用）		1,417	562	705	181	487	16	150
前年同月比	増減率(%)	14.1	28.3	2.9	▲ 7.2	7.0	128.6	26.1
	増減数(件数)	175	124	20	▲ 14	32	9	31

■有効求人倍率（全数）の推移

